

民進党『柔道整復師の業務を考える議員連盟』総会を開催

H29.2.28 (東京)

平成29年2月28日(火)、衆議院第2議員会館 B1第2会議室において、「民進党柔道整復師の業務を考える議員連盟」総会が開催され、民進党議員及び日本個人契約柔整師連盟(日個連盟)17団体等より関係者約70名が参加した。



武正公一会長

岸本周平事務局長(衆議院議員)の司会進行で、「衆議院選挙後初めての総会であり、従前の役員構成のままだが、新たに大西健介先生に幹事長代理、初鹿昭博先生に幹事として就任をしていただいた」と紹介。議連役員(案)が諮られ、会長に武正公一(比例北関東ブロック)、副会長に松原仁、小宮山泰子、笠浩史、大島九州男各議員、幹事長に泉健太議員ほか幹事等の役員が承認された。

冒頭に武正会長が、「日個連の岸野会長先生を初め諸先生方が全国からお集まりいただいたので、ご挨拶またご意見を拝聴し、この後、厚労省からも例年来ていただいていますので、柔整療養費の受療委任取り扱いに関して質疑をさせていただく。柔整師の先生方のお話を伺って、それを厚労省に対して伝え、それをまた議員の皆さんと意見交換、厚労省また先生方とさせていただくスタイルで今年も精力的に進めていきたい」と挨拶。続いて、大西健介衆議院議員が、「今回幹事長代理ということで、一層現場の皆さんの声を反映できるよう頑張りますので、引き続きのご指導よろしく申し上げます」と挨拶し、幹事の階猛(しな・たけし)、郡和子衆議院議員からも挨拶があった。

協定も契約も一本化 ダブルスタンダードを統一せよ

団体代表として日個連盟・岸野雅方会長が指名を受け、「柔整師は健康保険を扱うときに協定契約と個人契約の2種類あることを(議連の)先生方にもご承知いただきたい。協定というのは日本柔道整復師会というところが仕切っている。その比率は4割弱、個人契約は6割強。このたび個人契約柔整師の皆さんに集まっていただき、日本個人契約柔整師連盟を作り、皆さんに呼びかけをして全国からお集まりいただいた。

国に対して、保険を扱うのにダブルスタンダードであってはいけない。柔道整復師の契約は共にひとつのものでなければという思いで民進党の先生方にもお願いをしたい。中身についてはお配りをした資料に詳しくあるが、柔整師は、契約であろうと協定であろうと社会から批判されるような不正問題を追放しなければいけないという思いは今日集まった柔整師全員の思いであることをご承知おきいただきたい」と述べた。



日個連盟・岸野雅方会長

厚労省 都竹療養指導専門官 柔整療養費について説明

続いて厚労省より保険局医療課・都竹（つづく）療養指導専門官が、「本日は矢田貝室長が出席の予定だったが、明日、あはき検討専門委員会開催される都合で、私が代わり出席させていただきます」と挨拶。持参した『柔整療養費の受領委任の取扱い』に関してとする、配布資料により、「柔整療養費検討専門委員は平成24年10月に設置され、当時は料金改定の検討をメインに開催していたが、一昨年の療養費の詐取事件もあり、第4回目からは中長期的な視点に立った療養費のあり方の検討を開始している、現在は様々な課題を検討しており、29年度から実行していこうと議論をしている。」と概要説明。

議論の整理の主な内容

- 1 支給対象の明確化
- 2 審査の重点化
- 3 療養費詐取事件等への対応強化
- 4 施術管理者の要件強化
- 5 その他



療養指導専門官・都竹克宜氏

1の支給の対象の文言（亜急性）は変更しないという議論がされている。2については2月25日に開催した検討専門員会では、柔整審査会において統一的な基準を策定した上で、いわゆる部位転がしなど不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を行う。不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導監査。その上で、受療委任の中止を確実に運用。また、施術所が事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受けた施術は、療養費の対象外であるについては、29年度から実施することで委員会の中で了解をいただいている」と説明がされた。

亜急性問題 文言の見直しなら酷使を外傷として検討せよ



近畿整骨師会
田村代表理事

これを受けて質疑が始まり、まず日個連盟の田村理事（柔道整復療養費検討専門委員）より、「オーバユースの捉え方」～日本と世界の比較～とする配布資料の説明があり、日本の整形ではスポーツ外傷とスポーツ障害を同じと捉えているが、世界の先進国では日本の整形外科のような区別にはなっておらず、全てinjury（傷害）になっている。こざとへんの障害(disturbance)は意味が違うので外傷は我々の治療範囲であると説明。(医師側は治らないものを障害という表現をしているのではと岸野会長が補足説明)

これに対して都竹氏は、「亜急性の議論は時系列的に考えている」と、従来からの厚労省側の主張を述べるに止まり、かみ合わないものだった。田村理事は「何度も、それを検討専門員会で述べたが、一向に厚労省は取り合ってくれない」と不満を述べ、結局、都竹氏からは用語的に「酷使」の外傷ではどうかというご意見があったことを伝えるとした。

専門委員や審査委員の構成 公平・校正に

続いて、日個連盟及び全柔協より『柔道整復業界を取り巻く団体情勢並びに保険取扱いに関する要請について』とする配布資料の説明が元療養指導専門官・上田孝之氏より行われ、**1 柔道整復施術師団体の実態として、協定（社団）が4割弱、個人契約者が6割強となっているという現状において、**

- ①日個連盟からも検討専門委員の委嘱を受けたいこと。
- ②不正請求に係る対応策として領収書の発行義務の強化。
- ③柔整審査会の権限強化の前に、各審査会が公平公正な構成とはなっておらず、学識経験者として利益相反の関係にある開業整形外科医が審査委員や委員長になっている実態、また施術者代表として社団柔整師のみが委嘱を受けていることから公平性を図ること。
- ④亜急性の外傷については、現行通り認めること。



全柔協・上田専務理事

などの要請事項が具体事例を交えて詳しく説明された。

これを真横で聞いていた大西幹事長代理からすかさず次の質問が。

- ①検討専門員会のメンバー構成が公平なものか。
- ②柔整審査会に調査権限まで与えるのはそれ自体議論のあるところだ。その実態たるや社団が独占していたり、整形の人達がいるのに、そういうところに調査権限を与えていいのか。
- ③併せて、領収書の発行のような当たり前のことを、何でやらないのか。



大西健介・幹事長代理

郡（こおり）和子（宮城比例区）議員からは、審査員会の調査権限を付与するのは明らかに問題がある。その他の論点にある、同一建物の同一患者についての往療についても大きな課題となるもので、再考をお願いしたい。

大西幹事長代理は、更に続けて、国家資格を持った人が必要があるからやっていることを、何の資格もない点検業者がこれはだめ、あれはだめといえるのか。必要な医療として柔



整は存在するのだから、これを残していかなければいけない。今の柔整審査会の現状を見たらそれがやれる組織なのかと厚労省に対して厳しい突っ込みがあった。

厚労省側の踏み込んだ回答はなかったものの・・・

都竹氏は、「検討専門委員会の設置や委員の委嘱については誰もが知っている経緯や通知等にある説明であり、業界がひとつにまとまって要望を出してもらいたい」と我々の期待した回答ではなく、また全国の審査会の審査委員の構成などについても適正な配備がされていない実態がつかめていようだった。また、検討専門委員の委嘱については、「民主党政権下時代に、こういった配分がされているが、日個連と全整連で意見を取りまとめて欲しい」と繰り返しの逆要望があった。



これに対し、岸野会長は、「業界をまとめてくれといいながら、厚労省は相変わらず協定と契約の2種類となっている。なぜ厚労省の方でひとつにまとめられないのか。なぜ、協定と個人ができたのか。その歴史的背景は、昭和63年までは協定（社団）以外は保険を使わせないという時代があったから

ら。それに反発した人達が個人契約に流れた。現状は6割強が個人契約柔整師になっている。その状況を把握の上、是非これを一本化にまとめてもらいたい」と強く要望した。



あさひ接骨師会
池田会長

日個連盟の池田理事は、東海地区の日整（社団）のみが施術者代表として独占している審査会の実態は、個人契約者のみが審査され、社団はスルーというところもある。こういう審査会に権限を与えたら個人の柔整師だけが影響を受ける。10月から審査会に調査権限与えると聞いているがどうかと確認した。

都竹氏は、「協定は間に社団が入るだけで契約とその内容は変わらない。また、審査会に関しても審査権限の強化とはなっているが、本来なら保険者が聞くべきところを審査会が柔整師に聞くという形を考えている。審査委員の任命の仕方も考えた方がいいという意見も窺っている。柔整審査会から行き過ぎた調査がされるのではという懸念は、一審査委員の考えでそれをするというのではなく、審査会としての意見を出していただく仕組みにしたいと考えている」と回答をしたが、日個連側からは、審査基準のない審査会が半数を占める実態からしても、まずその審査委員の公正公平な配分や審査基準作りが先決問題ではないかと議論百出。健保組合のレセプトは審査会を経由していないと、検討専門委員会の中でも提言しているが、厚労省はそれに対しての動きはないと田村理事も厚労省の対応のまずさを指摘するなど、施術者側からの発言が相次いだ。

都竹氏は「審査会については今のご意見を元に話を進めさせていただく。調査権限については29年度実施というスケジュールだが、実施の時期はまだ決まっていない」と回答。



出来高払いの点検業者を排斥 負傷原因の記載見直し

岸野会長は、「点検業者の問題として、出来高払いで行っている点検業者は利益を出すために無理やり返戻をする傾向があるので、そういう業者は排斥してもらいたい。適正な審査基準というが、一番揉めるのが負傷原因の記載だ。患者から症状は聞けても、患者が負傷するところを我々は見えていない。その負傷原因の書き方が不十分だからとして返戻をしている。我々はここが痛いという患者の症状は書けても、どこでどうして怪我をしたかなどは患者も覚えていないし、根掘り葉掘り聞けない。保険者あるいは審査会の裁量によって調査がされるようなことがないような審査基準を作っていただきたい」と要望。また、田村理事は、各都道府県の審査会には「内規」(社団が作成したもの)と呼ばれるローカル・ルールが存在するが、全国統一のルールだけにすべきと強く要望した。



これに対し都竹氏は、負傷原因を記載することになった通知の経緯を述べ、「外傷性の怪我であるかの判断をするために、単に肩こり、慢性疲労でないという判断として必要ではないかと思っている」との模範解答。これに施術者側が反応

し、「コンタクト系のスポーツをしていて怪我をしたら、終わってからあっちが痛いこっちが痛い分かるだけで、その状況などを逐一説明できる者はいない」と反論すると、「そこは返戻の対象になっていない」との回答だったため、更に事例に拍車がかかる。「雨が降っていて階段で転んで、足をついて臀部打撲をした」という負傷原因に対して、某健保組合から返戻があり、「その階段は何段あったのか、その階段のひとつの角度は何度なのかとか訳の分からないことを聞いてきた」。〇〇と患者の会というところからは、「ラグビーのタックルで首を捻挫した」と書いたら、「そのタックルは運動場か体育館か」、しかも「人にタックルしたのかモノにタックルしたのか」と聞いてくる。馬鹿か。ふざけるなというのが山ほどある。



都竹氏は、「外部委託の審査をなんとかしなくてはとの思いはあるが、保険者と点検業者の契約は民民契約のために規制をかける方法がなく検討をしている。現状は、そういったケースは厚労省からも保険者を指導しているということでご理解願いたい。出来高払いもノルマが決まっていてそれを達成するために無用な返戻を繰り返す。委託元である健保組合に通知で指導をしていきたい。内規については、厚労省で審査基準を示しているが、各県の実情に応じてルールを決めることに制限をかけていない。行き過ぎた事例があれば対応したい」と述べるにとどまった。

問題の所在は分かった 引き続き議論を深めよう

内規の存在を認めていれば、統一ルールはほど遠いと予測される。議論は白熱していたが予定時間をかなり過ぎていたため、岸本事務局長がこれらをまとめ、「今日参加いただいた議員の皆様には問題の所在が分かっていただけだと思う。いろいろな問題点がまだあるし、厚生労働省の方でも一部はご理解をいただいたようだが、全体としては、我々の方としても納得が出来るお答えばかりではなかったと思うので、引き続きこのような会合を開きながら、柔整の先生方のお悩みとか問題提起を（解決するために）頻繁に会合をひらきたいと思う」とまとめた。



岸本事務局長

最後に武正会長がこれらを総括して、「今日は先生方から大変ご熱心な質疑をいただいた。専門委員会の在り方については予てよりご提起をいただいたが、今



日は特に都道府県の審査会の問題提起がかなりされたので、厚労省からも各県の内規の状況についてもまた調べていけたらというお話もあったので、これについても引き続き議連としても取り組んでいかなければと思っているし、厚労省からも前向きなご対応をいただいている。こういう場を通じて、現場のいろんな先生方の声を的確につぶさに伝えて前向きなお取り組みをいただくという機会がこの場ですので、精力的に本会を通じて開かせていただく。今後とも先生方の積極的なご参加も、またいろいろな投げかけも逐次いただければと思っていますのでよろしくお願いします」と挨拶をして閉会した。

その他ご挨拶をいただいた議員の先生方

【津村啓介議員、初鹿昭博議員、大野元裕参議院議員、阿部知子議員（皆さんの仕事が地域の包括ケアシステムに参画されることを願っています）、牧山弘恵参議院議員】

（厚生労働省出席者）

保険局医療課

療養指導専門官 都竹 克宜 氏

療養指導専門官 神谷 政美 氏

医政局医事課

佐生 啓吾 氏